

事務連絡

令和5年7月6日

各都道府県建設業協会

専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会

専務理事 山崎 篤男

(公印省略)

皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より、本会の事業活動の推進にご協力を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課より標記について周知依頼がありました。

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第91号)により改正され、令和6年4月1日から施行される労働安全衛生規則第594条の2第1項に規定する皮膚等障害化学物質等については、「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について」の記の第4の8(2)において、「別途示すものが含まれること」とされています。

つきましては、皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質について貴会会員の皆さまに周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、通達記の4(2)の一覧は以下の URL の対象物質一覧に掲載されていますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html

【対象物質の一覧】

皮膚等障害化学物質(労働安全衛生規則第594条の2(令和6年4月1日施行))及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質リスト[Excel:89KB]

担当:労働部 又木